

後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度

○限度額一覧表

令和 4 年 10 月以降

所得区分	限度額（後期高齢者医療保険＋介護保険）
現役並み 3（3 割負担） 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み 2（3 割負担） 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み 1（3 割負担） 課税所得 145 万円以上	67 万円
一般 2（2 割負担）、一般 1（1 割負担）	56 万円
低所得 2※1	31 万円
低所得 1※1	19 万円※2

※1 世帯全員が住民税非課税の場合で、年金収入が 80 万円以下、かつ所得が 0 円の世帯が低所得 1 に、それ以外は低所得 2 になります。

※2 世帯内に複数の介護保険受給者がいる場合は、限度額が 31 万円になります。

○計算事例

住民基本台帳上の世帯

世帯構成	区分	年齢	医療分負担額	介護分負担額
夫	一般 1	80 歳	30 万円	10 万円
妻		78 歳	20 万円	28 万円

計算結果

夫	医療分負担額	30 万円	
	介護分負担額	10 万円	
妻	医療分負担額	20 万円	
	介護分負担額	28 万円	
合計額		88 万円	30 万円＋10 万円＋20 万円＋28 万円
限度額（区分：一般）		56 万円	
支給額		32 万円	88 万円－56 万円

支給額については、医療保険と介護保険の自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支給されます。